

瑠璃・歌舞伎類を嚴禁せられし後、再び金澤市中にて芝居興行の起りし初めなりといへり。俳優傳記に、金澤寶久寺河原といふ所において、當町のもの手躍り興行致す處、川上新町は場所柄あしく、輕き者共渡世もなし難きに付き、寶久寺の手躍りを止めさせ、文化十二年五月右川上新町に芝居小屋を新に建て、三社の芝居も、三社神主へ一日に錢四貫五百文渡し被下、芝居の願買上げに相成りたり。とあり。右寶久寺河原の芝居手躍といふもの、即ち延命院のうしろなる河原の芝居小屋をいへり。但し文化十二年五月とあるは、文政二年五月の誤りならんか。延命院の後地なる芝居は、文政二年五月より川上新町に芝居小屋を建て興行する處、追々繁昌するに依つて定芝居となし、延命院の後地なる小屋は取毀ちたりとぞ。其の遺跡は今いふ元車の地なりといへり。然るに廢藩以前文久の頃、金澤所々に芝居を興行せし頃、文政の遺跡に據りたりけん。延命院のうしろなる川端に小屋を建て、僅かに興行せしかど、慶應三年に此地邊なる河原を築出し、町地となし、御影町と名づけ、町家を追々建て、一時繁昌せしに依つて、御影町へ移轉し、

御影町の芝居と呼べり。然るに明治十三年五月廿八日此地より出火し、小屋火災に罹りけるに依つて、尾山神社の尻地なる芝居小屋を焼跡へ移し、同年より興行す。此の小屋は元犀川河上にありし建物也。

○犀川河原俳優傳話

三壺記に云ふ。薩摩磯之助・金太夫一類集り、犀川に淨瑠璃・あやとり初めけり。一兩年も仕る内に、四月十四日金澤御城火事に、町中も立替りて、犀川の河原も寸地もなく屋敷に渡り、芝居の有る内に龍淵寺へ二千歩屋敷相渡り、金太夫は龍淵寺の借屋しける處へ禮に参りて、三十日もあやとり仕り、其の後追付き退散し、金澤にあやとりの場は止みにけり云々。とあり。右四月十四日の火災は、寛永八年の火災をいへり。同記に、寛永九年三月子小姓申分出來の條に、其前年より金澤犀川に若衆かぶきの座あり。其狂言のはやし物に、はんま千鳥の友呼ぶ聲は、ちり／＼やちり／＼。如此はやす事有りければ、上下老若聞きならうて口ずさむ。と見え、又同九年卯月今枝民部家士山本九郎右衛門歸參の條に、其頃、小松玉龍寺八代徳岩叟文堯和尚は、

惠學和尚に玉龍寺を渡し、金澤へ隠居せられ、犀川の河原薩摩金太夫が芝居の有る内に、居屋敷二千歩拜領せられ、龍淵寺を建立せらる。とあり。按ずるに、犀川河原にて芝居小屋を建て芝居を興行せしは、是を濫觴とす。貞享二年の龍淵寺由來書に、開祖徳岩長老寛永三年に小松玉龍寺を退院し、翌四年金澤へ來り、同五年に犀川河原にて寺屋敷四十間に四十五間拜領、寺建立之處、御用地に被召上、替地泉野にて賜はる。とありて、右河原なる舊地は、法船寺の近邊ならん。されば文政に延命院の尻地なる河原に再興せしは、寛永の舊例に據りたる如く聞ゆ。

○公儀町

今高儀町と書く。此の町名は、元祿九年地子町肝煎裁許附に公儀町と見え、此の外元祿・享保頃の書札共皆公儀町とす。龜尾記に云ふ。公儀町の地は、中古まで寺地にて、正福寺或は願興寺などいへる寺院ありしを、揚地と成り、其跡村井氏の下邸等に成りたるを以て、公儀上_ツ地といひしを、公儀の字を憚り、後に高儀町と書替へたり。といへり。平次按ずるに、そのかみ、藩の用地とて、寺院等に移轉せし

め、其舊地をば上_ツ地町などいへるもの多けれども、此の地に限り、公儀上_ツ地と呼びたりとは、如何なる由緒ならんか。但し元祿・享保の頃までは、藩侯の事をば俗に公儀と稱し、幕府をば大公儀と呼べり。故に藩公の用地とて、町名を公儀町と呼びそめたるならんか。公儀の字を憚り、後に高儀の二字とせしものは、幕府を憚りたる也。後には幕府のみ公儀・公邊などと呼べる故なるべし。幕府を公儀と呼べるは、慶長十六年五月利長卿遺誠書に、公儀御置目を第一可守、又は公儀御用等之儀不可_レ由斷などあり。但し公儀・公邊などいふは元は朝廷を稱すといへり。

○二尊佛善照坊

西派眞宗也。貞享二年の由來書に云ふ。當寺開基、文明九年圓乘石川郡吉藤村に建立、後金澤へ出で、今の地に居住仕。とありて、吉藤村は今云ふ専光寺村なり。龜尾記に云ふ。公儀町の善照坊は、原と石川郡吉藤村に専光寺ありし頃、爰に居たりし處、専光寺と共に金澤へ出で、今の地に居す。此の寺もとは東派なりしかど、享和年中西派に轉ぜり。二尊佛と書したる額あるゆゑに、世に二尊佛を此の道